令和５年度

南特別支援学校
いじめ防止基本方針

１　基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また本市学校努力目標である「ともに学び　自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

○　全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
○　全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのために、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
○　いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指すという強い決意で対策を行う。
○　いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながらも隠蔽、放置するようなことは決してしない。

２　校内体制

- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- 「いじめ等対策委員会」は、月１回や緊急の場合など必要に応じて開催し、議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- 機動的かつ柔軟な対応ができるよう「情報集約担当」を設置する。

３　教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が、多様な背景をもつ生徒の理解と配慮も含めた人権意識をもつ。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- 生徒とふれあう時間をできる限り多く設ける。
- 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- いじめ防止対策推進法第２条のいじめの定義に従い、積極的に認知する。
- いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは必ずいじめ等対策委員会に報告をする。
- いじめ（特に、暴力を伴わないいじめ）は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。

・　いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくともいじめが止んでいる状態が３か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。

４　未然防止の取組

・　学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
・　生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
・　集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
・　上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会やスクールカウンセラー等と連携・協働して企画・計画・実践を行う。

(1)　授業づくり

・　生徒の自己肯定感を高めるために、「分かる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた、教師一人一人の授業力向上に努める。

(2) キャリア教育の充実

・　自己理解・他者理解を通して、将来どのような仕事がしたいのか、どのような生活を送りたいのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

(3)　道徳教育・人権教育

・　道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。
・　「気づいてる？こころのＳＯＳ」を活用し、自己理解を深めていくとともに、他者との関係についても考えることができるようにする。

(4)　集団づくり

・　社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き、学ぶ機会を設定する。
・　一人一人の生徒が活躍できる場や機会をできるだけ多く設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
・　単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流を深めればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
・　生徒会の取組において、「なごやＩＮＧキャンペーン」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、学校全体へのいじめ防止を呼び掛ける。そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

(5)　教育相談

・　気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全校生徒にスクールカウンセラー等と面談ができることを周知する。

５　早期発見の取組

学級や課外活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、心の SOS を活用し質問紙に

よるアンケート調査、教育相談等における面談、授業の振り返り、日記指導などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、子ども応援委員会やスクールカウンセラー等と定期的に情報交換を行うことで早期発見に努める。

(1)　日常的な観察・呼び掛け

・　日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。また、全ての生徒を対象に、担任から日常的に声掛けをしていくことで、早期発見に努める。

(2)　緊急的な記名式のアンケート調査

・　重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的に記名式でアンケート調査を行う。

(3)　教育相談

・　いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
・　気軽に相談できる存在があることを知らせるために、全生徒について、短時間でスクールカウンセラーが学校生活の様子を参観することができるように　する。また、希望すれば学級担任以外に教務主任や養護教諭などの教職員と個別に相談できる機会を設ける。
・　全ての生徒を対象とし、前後期に１回、教育相談週間を設ける。
・　転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに、個別に引き合わせるようにする。

(4)　保護者・地域との連携

・　保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
・　地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(5)　相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

・　年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
・　通学用の鞄に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(6)　ＳＮＳ相談

・　相談する先が 24 時間 365 日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。

６　いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

・　特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
・　教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
・　生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1)　いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

・　遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。

・　生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
・　いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告し、情報を共有する。
・　「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断する。
・　以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、調査に着手する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
・生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合
○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
・30日を待たず、１週間をめどに連絡し概要を報告する
○「いじめを受けた生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき
・人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含めて対応する。

・　状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

(2)　いじめられた生徒又はその保護者への支援

・　「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
・　上記の対応によっても、いじめを受けた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめを受けた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
・　当該事案に気付き次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望、意見等を聞き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
・　学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
・　保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
・　状況に応じて、なごや子ども応援委員会・スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
・　いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。
・　なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保､警察と連携した対応の窓口を担うようＳＰによる支援の要請を行う。
・　犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに、警察へ相談又は通報する。

(3)　いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

・　いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・　迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を

適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
・　いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
・　いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4)　いじめが起きた集団への働き掛け
・　傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
・　学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
・　いじめの解消とは、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
・　全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応
・　名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
・　生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、教育委員会に一報するとともに、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
・　警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
・　パスワード付きサイトやＳＮＳ、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
・　保護者に対しても、「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておくことなど、折に触れて依頼する。

７　なごや子ども応援委員会との連携
必要に応じて、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

８　校内研修の実施
いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

９　学校評価の実施
・　学校はより実効性の高い取り組みを実施するために、ＰＣＤＡサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。
・　いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

10　重大事態への対処について
（１）　重大事態の発生時の報告および調査
①　重大事態とは

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
二　いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
（いじめ防止対策推進法第 28 条）

○　第１号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた生徒の状況に着目して判断する。例えば、以下のようなケースが想定される。

・生徒が自殺を企図した場合　　・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合　・精神性の疾患を発症した場合

・　金額にかかわらず、金銭や物品の関わりがあると思われる事案
　※　恐喝・たかり・窃盗と思われる事案についても、いじめと関わりについて慎重に判断するよう努める。
・　程度にかかわらず怪我のある事案
　※　ふざけ・けんかと思われる事案についても、いじめとの関わりについて慎重に判断するよう努める。
・　性的な嫌がらせ等がある事案
・　携帯電話・インターネット等を使った誹謗中傷等の事案
・　その他保護者等との話合いがうまくいかない状況が続いている事案

○　第２号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、一定期間（一週間をめどに）、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

　また、いじめを受けた生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（**人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合も含む**）、その時点で学校が「いじめの結果でない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査の方法や留意事項は、「名古屋市いじめ防止基本方針」や国が定める「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」「不登校重大事態に係る調査の指針」を参照する。

②　教育委員会への報告
・　①にあるような重大事態に該当する、又は該当するかもしれないと思われる事案が発生した場合は､速やかに教育委員会に概要を報告する。
・　いじめにより、生徒が登校できなくなった、または、できなくなりつつある事案については、30 日を待たず、１週間をめどに連絡し概要を報告する。

③　第三者委員会における重大事態の調査
　校長から重大事態の報告があった場合、または生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会（名古屋市いじめ対策検討会議）による調査を実施するものとする。

④　事実関係を明確にするための調査の実施
　「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじ

めを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合

ア　関係する生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
イ　事実関係の確認とともに、いじめを行った生徒への指導を行う。
ウ　いじめを受けた生徒に対しては、継続的なケアを行う。

いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合（入院・死亡）

ア　いじめを受けた生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
イ　迅速にいじめを受けた生徒の保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

※　生徒の自殺が起きたときの背景調査における留意事項

自殺の背景調査については、亡くなった生徒の尊厳を保持するとともに、その死に至った経過を検証して再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

◆　いじめが発生した場合の対応の流れ　◆

直接目撃した
（暴力行為、からかい、暴言等など）

通報・相談を受けた
（本人、他の生徒、保護者などから）

その場で制止・指導
軽視・放置をしない

真摯に傾聴
軽視・後回ししない

「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長　教頭　教務主任　特別支援教育コーディネーター　学年主任　生徒指導主事（集約担当）
教育相談担当　養護教諭　担任（課外活動顧問）その他関係教職員　ＳＣ　なごや子ども応援委員会

◆情報の共有
↓
◆対応策の検討・協議・決定
↓
◆関係生徒に関する情報収集
↓
◆関係生徒等への事情聴取
↓
◆いじめの有無の確認
↓
いじめの認知・判断

重大事態
- ◇病院搬送等**応急処置**
- ◇**教育委員会**への一報
- ◇**子ども応援委員会**との協働
- ◇**警察・法務局等**への相談通報（校長・教頭）
- ◇緊急ｱﾝｹｰﾄの実施（教務主任・生徒指導主事）

ネット
- ◇**教育委員会**への一報
- ◇**子ども応援委員会**との協働
- ◇**警察・法務局等**への相談通報（校長・教頭）
- ◇**委託業者**へ相談（校長・教頭）

◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問（担任・教務主任）
◆被害生徒の安全確保・心のケア（養護教諭・SC）
◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置（学年主任・生徒指導主事・SC）
◆観衆・傍観者への指導（学年主任・生徒指導主事）
◆状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭）
◆客観的な事実（聞き取りの内容等）を、時系列で正確に記録
◆なごや子ども応援委員会と協働（子ども応援委員会コーディネーター）

継続指導・経過観察	再発防止・未然防止の取組

年間を見通したいじめ防止のための指導計画

月	諸会議等	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	校内研修
4	職員会議 ・生徒指導方針　・学校生活のきまりについて　・校内体制 グランドデザイン　ひとりひとりのきらり☆　みんなと輝くきらり☆ いじめ対策委員会① 不登校・虐待等対策委員会①	引き継ぎ ・　個別の教育支援計画を活用した引き継ぎ	ハートフレンドの紹介 個人懇談会①	研修① 生徒理解
5	いじめ対策委員会② 不登校・虐待等対策委員会②		各学部での情報収集 パンフレットチェック①	研修② 自殺予防教育 (STANDBY について)
6	いじめ対策委員会③ 不登校・虐待等対策委員会③		各学部での情報収集	
7	いじめ対策委員会④ 不登校・虐待等対策委員会④		各学部での情報収集	研修③ 夏季研修会（予定） ・生徒理解、教育相談
8				研修④ 自殺予防教育 (授業案検討・教材研究)
9	いじめ対策委員会⑤ 不登校・虐待等対策委員会⑤		各学部での情報収集	
10	いじめ対策委員会⑥ 不登校・虐待等対策委員会⑥		各学部での情報収集	
11	いじめ対策委員会⑦ 不登校・虐待等対策委員会⑦	ING キャンペーン	各学部での情報収集	
12	いじめ対策委員会⑧ 不登校・虐待等対策委員会⑧		各学部での情報収集 個人懇談会②	研修⑤ ・人権について
1	いじめ対策委員会⑨ 不登校・虐待等対策委員会⑨		各学部での情報収集 パンフレットチェック②	
2	いじめ対策委員会⑩ 不登校・虐待等対策委員会⑩		各学部での情報収集	
3	いじめ対策委員会⑪ 不登校・虐待等対策委員会⑪ ・振り返り		各学部での情報収集 個人懇談会③	研修⑥ 情報引き継ぎ

事案発生時、いじめ等対策委員会の随時開催

生徒が主体的に学ぶ授業・全員が参加活躍できる授業・全校・学部・学年集会

いじめ防止教育プログラム（必要に応じて適宜実践を行う）

心のＳＯＳを学期ごとに実施・必要に応じて教育相談

連絡帳による保護者との情報交換と連携

担任や担任以外の教職員、スクールカウンセラーとの教育相談の適宜実施